

# 愛媛県立新居浜病院コミッションング業務に係る企画提案募集要領

## 1 趣旨

本要綱は愛媛県立新居浜病院の既設建物におけるコミッションングを実施し、当施設のカーボンニュートラルに資する省エネルギー化、設備の長寿命化及びの省コスト化等を図る事業（以下、「本業務」という。）を実施するにあたり、企画提案を広く募集することにより、優れた企画に基づき適切な業務遂行能力を有すると認められる事業者を、公募型プロポーザル方式により選定することを目的とする。

## 2 委託業務の概要

### (1) 業務名

愛媛県立新居浜病院コミッションング業務

### (2) 実施期間

契約締結の日から令和8年3月31日まで

### (3) 業務の内容

別紙「業務仕様書」のとおり

### (4) 委託料の上限額

金 4,950,000 円（消費税及び地方消費税を含む。）

## 3 企画提案公募参加資格

事業を適正に遂行する能力を有する者で、次の各号に掲げる要件を全て満たす者とする。

- (1) 令和5～7年度愛媛県競争入札参加資格者一覧に登録されている、又は参加申込書の提出までに登録が予定されていること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。
- (3) 参加申込書の提出期限の日から業務予定者の選定までの間に、愛媛県から入札参加資格停止を受けていないこと。
- (4) 企画提案書の提出期限日前6月間において、振り出した手形又は小切手が不渡りとなり、銀行当座取引を停止されていないこと。
- (5) 民事再生法平成11年法律第225号、会社更生法平成14年法律第154号又は破産法平成16年法律第75号の規定に基づく再生、更生又は破産手続開始の申立てをしていないこと（民事再生法の規定による再生計画認可又は会社更生法の規定による更生計画認可の決定を受けている者を除く。）。
- (6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）

第2条第2号に規定する暴力団及びその利益となる活動を行う者に該当しないこと。

(7) 宗教活動や政治活動を主たる目的とする者でないこと。

(8) 事業実施に必要な組織体制の確保が可能であること。

#### 4 スケジュール

項目	日程
募集要領の公表	令和7年6月30日(月)
参加申込書の提出期限	令和7年7月7日(月)
募集要領等に関する質問の受付期限	令和7年7月7日(月)
募集要領等に関する質問の回答期限	令和7年7月11日(金)
企画提案書の受付期限	令和7年7月22日(火)
審査結果の公表・通知	令和7年7月下旬(予定)

#### 5 参加申込書等の提出

(1) 提出期限

令和7年7月7日(月)午後5時(必着)まで

(2) 提出書類

ア プロポーザル参加意思表明書(様式1)

イ 会社概要(様式2)

ウ 受注実績報告書(様式3)

(3) 提出方法

下記12の担当窓口への持参又は郵送とする。

#### 6 質問及び回答

プロポーザル及び業務に関する質問は、次のとおり受け付ける。口頭による質問は受け付けない。

また、提案書類の記載内容及び審査基準に関する質問、他の参加申込者からの提案書提出状況に関する質問、積算に関する質問等は、公平性の確保及び公正な選考を妨げる恐れがあるので、受け付けない。

(1) 受付期限

令和7年7月7日(月)午後5時(必着)まで

(2) 提出書類

質問書【様式4】

(3) 提出方法

電子メールにより下記12のアドレス宛送信すること。

※件名を「【質問書】愛媛県立新居浜病院コミッション業務」とし、送

信後、下記 12 の担当窓口へ電話により受信の確認を行うこと。

(4) 回答方法

質問に対する回答は、令和 7 年 7 月 11 日（金）までに、参加申込者全員に対して電子メールで送信する。

7 企画提案書等の提出について

(1) 提出期限

令和 7 年 7 月 22 日（火）午後 5 時（必着）

持参の場合の受付時間は、土、日、祝日を除く午前 9 時から午後 5 時までとする。

(2) 提出書類

ア 企画提案書の提出書【様式 5】：正本 1 部

イ 企画提案書（様式任意）：正本 1 部、副本 5 部

- ・企画提案書は A 4 判両面使用とし、縦置き横書き（横綴じ）とすること。ただし、図表等の表現の都合上、用紙及び記述の方法を一部変更することは差し支えないものとする。
- ・審査の公正を期すため、企画提案書の副本には、会社名、住所、ロゴマークなど参加者を特定できる表示を付してはならない。なお、業務実施スタッフ体制図などには、参加者名を「当社」と記載すること。

ウ 費用見積書【様式 6】：正本 1 部

費用見積書には、積算項目の内訳を明確に記載し、本業務の実施に必要なとなる全ての経費（消費税及び及び地方消費税等を含む。）を計上すること。なお、見積額が委託料上限額を超えている場合、失格とする。

エ 企画提案書の構成企画提案書の構成

提出する企画提案書には次の項目を必ず記載すること。なお、当項目以外で提案できるものがあれば記載すること。

(ア) 業務の実施方針

事業目的への理解と、業務への取組に対する基本的な考え方を的確に記載すること。

(イ) 業務の実施フロー

事業目的の実現に向け、業務の進め方等を簡潔に記載すること。

(ウ) 業務の実施計画、実施方法

業務実施に係る計画及び具体的な手法を記載すること。

(エ) その他効果が期待できる独自の提案

事業目的の実現のため、提案者が持つ技術・ノウハウ・資源等を活用した独事の提案があれば、具体的に記載すること。

(オ) 業務実施体制

業務を遂行するに当たっての人員体制及び実施スケジュールを記載すること。また、業務実施に必要又は有用な資格を所持している者がいる場合は、保有資格、実務経験年数、本業務と同種又は類似の業務経歴等を記載すること。

(カ) 同種・類似業務の実績

国、地方公共団体等が発注した業務仕様書 7 に掲げる業務と同種もしくは類似する業務実績及びその実施年度（令和 2 年 4 月 1 日以降）を記載すること。

(3) 提出方法

下記 12 の担当窓口への持参又は郵送とする。

(4) その他

ア 提出された書類については返却しない。

イ 提案書の再提出は、上記（1）の提出期限内に限り認める。なお、提案書の部分的な差替えは認めない。

ウ 提出期限までに提案書を提出しない参加者は、辞退したものとみなす。

8 審査について契約候補者の選定方法等

(1) 審査方法

ア 参加申し込みをした者の応募資格要件及び提出書類の不備等を確認し、これらに問題がなければ選考対象とする。

イ 提案された企画は、（3）に掲げる審査項目に基づき審査する。

ウ 契約候補者選定のため、審査会を開催し、提出された企画提案書等について、原則書面審査により、内容審査・評価を行った後、最良の提案を行った者を契約候補者として選定する。ただし、提出された全ての提案が、契約の目的を十分に達成できない内容であると判断した場合は、契約候補者を選定しない。

エ 審査については、原則、提出された企画提案書等による書面審査で行うが、必要があると認められた場合は、時間、場所及び実施内容等に係る詳細な通知を行った上で、企画提案者によるプレゼンテーション（対面又はオンライン）を実施する。

(2) 審査日時

令和 7 年 7 月下旬

(3) 審査項目

次に掲げる項目を総合的に評価して行う。

項 目	審査のポイント
業務遂行能力	本業務を運営するにあたり、専門的なノウハウや十分な経験を有しているか。

	スタッフの人数や実績が適切かつ信頼できるものとなっているか。また、委託者と随時、連絡・調整を図ることができるスタッフが配置されているか。
	スケジュールが具体的に記載され、適切に事業が実施できる内容になっているか。
事業内容（全体）	事業目的を正しく理解し、企画の目的に沿った的確な提案内容となっているか。
	実施体制図が具体的に記載され、適切に事業が実施できる体制が構築されているか。
事業内容（個別）	図や表を用いて具体的にどれくらいの改善が見込めるか数値で示しているか。
	本業務の実効性を高める観点での独自発想や工夫が盛り込まれているか。
類似業務の実績	コミッションング事業の実績があり、事業を効果的に遂行できるノウハウを有しているか。
事業経費	事業目的に即した適切な経費が計上されているか。

#### (4) 審査結果

選定結果は、参加申込書に記載された連絡先に書面で通知する。ただし、順位や採点結果を知らせるものではない。

なお、審査結果に関する質問は、一切受け付けない。

#### 9 欠格事由

(1) 次のいずれかに該当する場合は、応募者を失格とする。

ア 提出された企画提案書等に記載されている文字の判読が困難である場合又は文意が不明である場合。

イ 本募集要領等に従っていない場合（書類上の軽微な誤りを除く）。

ウ 同一の応募者が二つ以上の企画提案書を提出した場合。

エ 企画提案方式による公正な企画提案の執行を妨げた場合。

オ 民法（明治29年法律第89号）第90条（公序良俗違反）、第93条（心裡留保）、第94条（虚偽表示）又は第95条（錯誤）に該当する提案を行った場合。

カ その他応募者として適切でない行為をしたと選定委員会が判断した場合。

(2) その他

ア 参加申し込み後に辞退する場合は、参加辞退届【様式7】を提出すること。

イ 参加辞退届の提出があった場合も、既に提出された企画提案書等は返却しない。

## 10 契約の方法

- (1) 委託契約に当たっては、選定された企画提案内容を直ちに契約内容とするのではなく、契約候補者と提案内容に沿って契約内容について協議・調整を行った上で、契約候補者から見積りを徴し、県が設定する予定価格の範囲内で随意契約を締結する。その際、協議等の結果に基づき、企画提案内容の一部を変更する場合がある。
- (2) 契約条項等は、別に定める契約書のほか、愛媛県会計規則昭和 45 年愛媛県規則第 18 号の規定に準じることとする。
- (3) 契約保証金は、愛媛県会計規則第 152 条の規定により、契約金額に契約保証金の率（10 分の 1 以上）を乗じた額を納付する必要がある。ただし、同規則第 154 条の規定に該当する場合は免除する。
- (4) 事業実施期間の開始後は、速やかに事業に着手すること。また、経理処理は他に行っている事業と明確に区分し、会計関係の帳簿及び証拠書類は、事業が終了した年度の終了後 5 年間保存すること。

## 11 その他留意事項

- (1) 本提案に要する一切の費用については、参加者の負担とする。
- (2) 本業務により得られた成果は、全て県に帰属するものとする。
- (3) 提案者が企画提案を公正に執行することが困難であると認めるときは、プロポーザルを延期又は取り止めることがある。

## 12 問合せ先・提出先

愛媛県立新居浜病院総務課庶務係 田中、土居  
〒792-0042 愛媛県新居浜市本郷三丁目 1 - 1  
電話：0897-43-6161（代表）  
メールアドレス：niihama-byoin@pref.ehime.lg.jp

(様式1)

## プロポーザル参加意思表明書

委託事業名	愛媛県立新居浜病院コミッショニング業務	
令和 年 月 日		
愛媛県立新居浜病院長 様 実施要領に示された応募資格者の条件を満たしますので、愛媛県立新居浜病院コミッショニング業務にかかる企画提案について、企画提案書等関係書類を所定の期日までに提出します。		
法人の名称		(代表者印)
代表者の職・氏名		
担 当 部 署		
担当者の職・氏名		
所 在 地		
電 話 番 号		
F A X 番 号		
E-mailアドレス		
事業者のホームページアドレス		
備考		(総務課受付印)

(様式2)

## 会社概要

令和 年 月 日

商号又は名称 代表者職氏名		
所在地	本社 (代表者住所)	郵便番号 住所 電話番号
	県内 支社等 (あれば記入)	郵便番号 住所 電話番号
設立(結成) 年月日	年 月 日 (県内営業所等の設置年月日 年 月 日)	
資本金		
直近の 年間売上高		
従業員数	人 (県内営業所等の社員数 人)	
業務内容		
会社の特色 (認証取得等)		

※既存の資料(会社パンフレット等)で同項目が網羅されている場合、これに代えることができるものとする。

(様式3)

## 受注実績報告書

令和 年 月 日

過去の企画運営業務の受注実績を以下のとおり報告します。

事業名	契約概要	発注者	契約日 契約金額

- 1 公告日から過去5年間の実績を記入のこと。
- 2 国や地方公共団体等の実施がある場合は優先的に記載のこと。
- 3 5件以上ある場合は、契約金額の大きいものから上位5つを記載のこと。
- 4 記載した業務は、契約書の写しと実施内容が分かる資料を添付すること。



(様式5)

## 企画提案書の提出書

令和 年 月 日

愛媛県立新居浜病院長 様

住所（所在地）

商号又は名称

代表者

職氏名

印

愛媛県立新居浜病院コミッションング業務について、下記の書類を添えて企画提案書を提出します。

記

企画書

(様式6)

## 費用見積書

令和 年 月 日

愛媛県立新居浜病院長 様

住所（所在地）

商号又は名称

代表者

職氏名

印

愛媛県立新居浜病院コミッションング業務についての見積書を下記のとおりとします。

記

見積価格： \_\_\_\_\_ 円  
(消費税及び地方消費税含む)

※見積に係る積算内訳を別途添付すること。(様式任意)

(様式7)

## 参加辞退届

令和 年 月 日

愛媛県立新居浜病院長 様

住所（所在地）

商号又は名称

代表者

職氏名

印

愛媛県立新居浜病院コミッションング業務のプロポーザルについて、参加を  
辞退します。